

青森市専用水道等指導要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、水道法（昭和 32 年法律第 177 号。以下「法」という。）

第 3 条第 6 項に規定する専用水道及び同条第 7 項に規定する簡易専用水道の管理等の手續について、必要な事項を定めるものとする。

(専用水道の布設工事の確認申請等)

第 2 条 法第 32 条の規定により、専用水道の布設工事の設計に係る確認を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、専用水道布設工事確認申請書（様式第 1 号）を青森市保健所長（以下「保健所長」という。）に提出しなければならない。

2 保健所長は、前項に規定する申請書が提出された場合において、法第 33 条第 5 項の規定により、その内容が法第 5 条の規定による施設基準に適合することを確認したときは、専用水道布設工事適合確認通知書（様式第 2 号）により、適合しないと認めるとき、若しくは申請書の添付書類によっては適合するかしないかを判断することができないときは、専用水道布設工事不適合通知書（様式第 3 号）により申請者に通知するものとする。

(専用水道布設工事確認申請書記載事項変更の届出)

第 3 条 法第 33 条第 3 項の規定による届出は、専用水道布設工事確認申請書記載事項変更届出書（様式第 4 号）により、保健所長に提出して行わなければならない。

(布設工事完了の報告等)

第 4 条 専用水道の設置者は、布設工事が完了したときは、完了した日から 7 日以内に専用水道布設工事完了届出書（様式第 5 号）を保健所長に提出しなければならない。

2 保健所長は、前項の報告があった場合において、報告書の記載事項が、第 2 条第 1 項の申請書又は前条の変更届出書の記載事項に布設工事の施工内容が合致していると認めるときは、これを受理しなければならない。

(専用水道の給水開始前の届出)

第 5 条 法第 34 条第 1 項において準用する法第 13 条の規定による給水開始の届出は、専用水道給水開始前届出書（様式第 6 号）を保健所長に提出して行なわなければならない。

(専用水道の変更・廃止の届出)

第 6 条 専用水道の設置者は、専用水道を変更又は廃止したときは、速やかに専用水道（変更・廃止）届出書（様式第 7 号）を保健所長に提出しなければならない。

（専用水道の業務委託の届出等）

第 7 条 法第 34 条第 1 項において準用する法第 24 条の 3 第 1 項の規定により、専用水道の管理に関する技術上の業務を委託したときの同条第 2 項の規定による届出は、専用水道管理業務委託届出書（様式第 8 号）により保健所長に提出して行わなければならない。

2 前項の委託に係る契約が効力を失ったときの法第 34 条第 1 項において準用する法第 24 条の 3 第 2 項の規定による届出は、専用水道管理業務委託契約失効届出書（様式第 9 号）により保健所長に提出して行わなければならない。

（改善の指示等）

第 8 条 法第 36 条第 1 項の規定による専用水道施設の改善の指示は、専用水道改善指示書（様式第 10 号）により行うものとする。

2 法第 36 条第 2 項の規定による専用水道に係る水道技術管理者の変更の勧告は、水道技術管理者変更勧告書（様式第 11 号）により行うものとする。

（給水停止の命令）

第 9 条 法第 37 条の規定による専用水道に係る給水停止の命令は、給水停止命令書（様式第 12 号）により行うものとする。

（簡易専用水道の設置等の届出）

第 10 条 簡易専用水道を設置しようとする者は、簡易専用水道設置届出書（様式第 13 号）を保健所長に提出しなければならない。

2 水道事業者は、給水の申込み等により、簡易専用水道の設置を把握したときは、当該設置者に対し、前項の規定に基づく手続を行うよう、助言しなければならない。

3 簡易専用水道の設置者は、簡易専用水道設置届出書に記載した事項を変更し、又は簡易専用水道を廃止したときは、速やかに簡易専用水道（設置届出書記載事項変更・廃止）届出書（様式第 14 号）を保健所長に提出しなければならない。

4 保健所長は、第 1 項又は前項の規定による届出に基づき作成し、又は訂正した台帳について、法第 34 条の 2 第 2 項に規定する、厚生労働大臣の登録を受けた者（以下「登録検査機関」という。）からの求めがあったと

きは、簡易専用水道一覧（様式 15 号）により簡易専用水道の設置者の情報の提供を行うものとする。

（簡易専用水道検査の報告等）

第 11 条 簡易専用水道の設置者は、登録検査機関による検査の結果、水の供給について衛生上問題があると認められたときは、速やかにその旨を保健所長に報告しなければならない。

2 登録検査機関は、前項の検査の結果、水の供給について衛生上問題があると認めたときは、当該設置者に対し、速やかにその旨を保健所長に報告するよう助言しなければならない。

3 登録検査機関は、毎月の検査の実施状況を取りまとめ、翌月の 10 日までに簡易専用水道検査実施状況報告書（様式任意）を保健所長に提出するものとする。

4 保健所長は前項の規定による登録検査機関からの報告に基づき、衛生上問題があると認められた施設について立入検査を実施し、改善に関する指導を行うものとする。

（措置の指示）

第 12 条 法第 36 条第 3 項の規定による簡易専用水道施設の管理に係る措置の指示は、簡易専用水道措置指示書（様式第 16 号）により行うものとする。

（給水停止の命令）

第 13 条 法第 37 条の規定による簡易専用水道に係る給水停止の命令は、給水停止命令書（様式第 12 号）により行うものとする。

附 則

（実施期日）

この要綱は、平成 18 年 10 月 1 日から実施する。

附 則

（実施期日）

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から実施する。